

平成 13 年 4 月 25 日

金融審議会金融分科会第二部会保険の基本問題に関する ワーキング・グループの検討状況

保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいては、「生命保険をめぐる問題に適切に対応していくためには総合的な取組みが不可欠である」との認識のもとに、生命保険会社の財務基盤の充実、多様な保険商品開発の促進、契約者からの信頼の向上、監督手法の整備等の問題について多角的に検討を行ってきた。本「検討状況」は、ワーキング・グループにおいて出された意見の中間的かつ概括的な整理であり、ワーキング・グループにおける意見の詳細は、「生命保険に関する主な検討事項にかかる意見等」参照。

A. 全体的な展望（総論）

1. 我が国の生命保険の普及率や国民所得に対する割合は、歴史的にも国際的にも相当程度、高い水準にある。これは生命保険が国民生活に深く根付いているということでもある。個人の自助努力による生活保障が一層、求められていく中、多様なライフステージに応じた生涯保障商品の提供等、生命保険業に期待される役割は引き続き大きい。

2. 一方で、生命保険市場の成熟化及び近年の社会経済環境の変化は生命保険業に新たな課題を投げかけている。

我が国における生命保険商品の中核は確定拠出・確定給付の超長期商品となっている。これに見合う長期の運用資産が乏しい中で、超低金利の継続によりいわゆる逆ざや問題が出現しており、不適切な資産運用と相まって生命保険会社の破綻が相次いでいる。

厳しい経営環境等を反映して、解約の増加、新規契約の伸び悩みに代表される「生保離れ」等が指摘される中、保険契約者からの信頼の向上が大きな課題となっている。従来の保障性商品については既に相当程度成熟しており、また、貯蓄性商品については他の金融商品との競合がみられる。近年の生命保険会社の厳しい経営環境は一時的なものではなく構造的なものであると考えられる。

相互会社は生命保険事業の担い手として引き続き株式会社と並び大きな比重を占めているが、一方で保険契約者は、保険会社が株式会社か相互会社かの違いをほとんど認識していない。現状において、古典的な相互会社の理念と実態との間には乖離がみられ、その中で、保険会社は様々な経営上の課題に対処することが求められている。

3. このような状況にどのように対応していくかは、まずもって各生命保険会社の経営戦略にかかわる問題である。将来を展望しても、少子高齢化の進行により生存給

付型商品に対するニーズが高まるなど、我が国が直面する社会経済構造の変化に対応して、生命保険業には、従来、主として注力してきた分野とは異なる新たな分野における活躍が求められている。これまでも、オーダーメイド商品の提供やインターネットを活用した商品販売等、新たな事業展開の胎動がみられ、また、会社形態の面においても、事業展開の自由度の向上と自己資本の充実等の観点から、相互会社の株式会社化の動きが出てきている。今後とも、更に各社の創意工夫を活かした事業展開とそれを支える財務基盤の充実が重要である。

- 4．保険業法及びこれに基づく行政の対応としては、これまで、ディスクロージャー規定の整備、保険商品・料率についての届出制の導入、早期是正措置の導入、生命保険契約者保護機構の創設、相互会社から株式会社への組織変更手続の改善、保険会社に係る倒産法制の整備、業務範囲の拡大等を図ってきた。
- 5．今後とも、生命保険市場において、マーケットメカニズムが十全に機能するような環境整備を図ることが求められている。この際には、ディスクロージャーの充実等を通じた契約者による適切な保険会社・保険商品の選択、生命保険会社の経営に対する適切な自己規律の確保、財務面での監督手法の整備等による適切な監督等が重要である。

B．具体的な方策（各論）

1．生命保険会社の財務基盤の充実

生命保険会社においては、昨今の厳しい経営環境に対応して安定的な保障の提供を確実なものとするとともに、各社の創意工夫を活かした事業展開を可能とするために、財務基盤の充実が求められている。このため、以下のような方策について検討すべきではないか。

相互会社における社員配当の実施に当たっては、社員間の公平性に留意しつつ、長期的な経営状況の見込みを十分に踏まえて行うことが望ましい。配当水準の自主的な決定を促すべく、法令上の配当比率規制（いわゆる80%ルール）について、その廃止の可能性も含め、見直しを行う。

保険金支払い等に備える責任準備金等について、財務基盤充実の観点から、平準純保険料方式による積立の促進や標準責任準備金対象範囲の拡大、将来収支分析の厳正な運用等を通じて、その充実を図る。また、保険負債の時価評価が今後の重要な課題であり、IASB（国際会計基準委員会）、IAIS（保険監督者国際機構）における審議状況等をみつつ、中期的な検討課題として取り組む。

保険株式会社には、自己資本の充実が容易である、合併・提携等の動きにも柔軟な対応が可能である等のメリットがある。先般、相互会社の株式会社化を容易にするための制度整備が行われたところであるが、今後、こうした枠組みの積極的な活用が望まれる。

相互会社による自己資本調達手段のコアである基金について、その機動的な調

達を可能とするべく、株式会社における授權資本制度に類似の制度の導入を行い、調達手続の弾力化を図る。

2. 保険契約の契約条件の変更

現行の保険業法等においては、既契約の条件変更は破綻処理の場合に限定されているが、これを破綻前に可能とすることの是非については以下のような意見があった。

過年度において契約者に高い利回りを保証した長期の生命保険契約については、いわゆる逆ざやが発生しており、運用環境が改善されない限り、この問題の解消には相当程度の時間を要するとの考えから、保険契約の条件変更を可能とする制度を整備すべきとの指摘があった。

これに対し、条件変更の途を開くことには、契約者の保険業に対する信頼が失われること、経営状況の悪化した会社には、更生特例法等による早期の破綻処理を行うことにより、同様の対応が可能と考えられること、経営責任の追及があいまいになるおそれがあること、制度を導入しても解約の増加等により実際にワークしづらいと考えられること等から、否定的な見解があった。

これに対し、経営責任の明確化や十分なディスクロージャーなどを通じて契約者の理解を得ながら、破綻処理に至る前に契約条件の変更を行うことは、保険会社の自助努力の途の一つとして、否定されるべきではないとの指摘があった。

なお、行政命令や特別立法による契約条件の変更については、実効性の観点からその有効性を指摘する見解があったものの、行政命令・特別立法により私権に制限を加えることは、契約法理や財産権との関係で問題があり、また、保険会社が契約者の十分な理解を得るとのプロセスなしに契約条件の変更が行われることでは、保険に対する信頼も損なわれる、等の指摘があった。

契約条件変更のための制度の整備の是非及び仮にこのような制度を整備するとした場合の法的構成や要件、手続等については、なお多岐に亘る論点が残されており、十分な検討が必要である。

3. 多様な保険商品開発の促進

今後、確定拠出年金制度の導入に向けた動きなどを踏まえ、変額型の商品の開発等、契約者のニーズに対応した多様な保険商品の開発が期待される。保険商品の仕組みが消費者にとって分かりにくいといった事情の下で、保険契約者等の保護を図るため、引き続き的確な商品認可の実施が求められるとともに、商品内容について契約者の十分な理解を得ることが欠かせない。他方、ニーズの変化に即応した迅速な商品開発を可能とするため、以下のような方策について検討すべきではないか。

保険に関する専門的知識や交渉力を有する企業を顧客とする保険商品については、速やかに届出制へ移行させる。ただし、家計向けの保険商品は、当面、消費者保護の観点から認可制を維持する。

商品内容の審査基準の明確化等により、商品審査手続の一層の効率化、透明性

の向上を図るとともに、商品審査体制の充実等により、認可にかかる処理期間、届出にかかる審査期間の短縮を図る。

契約者保護等の面で問題が少ない商品については、届出後直ちに実施が可能なファイル・アンド・ユース（届出使用制）の導入について検討を開始する。

4. 契約者からの信頼の向上

(1) ディスクロージャーの改善

生命保険に対する契約者の信頼を向上させ、また、契約者に自己責任を問い得る環境を整えるためには、生命保険会社が、「会社の財務状況のディスクロージャー」及び「保険商品の内容のディスクロージャー」を適切に行っていくことが不可欠である。このため、以下のような方策について検討すべきではないか。

「会社の財務状況のディスクロージャー」については、金融再生法と同様の基準による不良債権の開示等、その改善が行われてきているが、これに加えて、

- ・ 責任準備金の詳細（契約時期別、予定利率別の内訳等）
- ・ ソルベンシーマージンの詳細（ソルベンシーマージン（分子）やリスク（分母）の内訳等）
- ・ 逆ざやの状況の詳細（総額のみではなく、算出根拠等を含む）

等について開示を行う。なお、ディスクロージャーの問題は、保険契約の契約条件の変更の問題と密接な関連を有するため、今後、三利源の開示等について更に十分な検討が必要である。

専門家向けには、詳細な開示を行い一層の財務分析に資する一方で、一般の保険契約者向けには、ソルベンシーマージン比率や基礎利益などの代表的な経営指標等を一覧性を持った形でわかりやすく開示する等の方法を工夫する。

「保険商品の内容のディスクロージャー」については、保険商品の多様化等に対応して、契約者による商品選択の助けとなる情報を的確に提供することが求められている。

(2) 保険会社におけるガバナンスの強化

保険会社の経営に対し適切な自己規律を確保していくためには、保険会社におけるガバナンスの仕組みの強化が不可欠である。特に相互会社については、その社員自治が現状において十分に機能しているとは言えない状況にある。現状の社員数等に鑑みれば、適切なガバナンスの仕組みの構築については、困難な面もあるが、可能な限りガバナンスを充実させるとの観点から、以下のような方策について検討すべきではないか。

相互会社において一般社員の意思を総代会に一層反映させるため、総代の選考方法の多様化、総代数や選抜範囲の拡大等の改善を図る。総代会提案権などの少数社員権の実効性を確保するため、必要とされる社員数の引下げを行う。相互会社の保険募集に当たって、社員としての権利義務に関する的確な説明義務を課す。

総代会の議事についてディスクロージャー誌やインターネット等を活用し

公開を進める等、社員に対するガバナンスに係る情報提供を拡充する。

監査役・会計監査人等を参考として、保険計理人の地位向上を図るとともに、将来収支分析等の保険計理人が関与する事項について総代会・株主総会への報告を義務付ける等、相応の責任を求める。その際、保険計理人による分析の前提を会計監査人が検証するなど、両者の連携を図る。また、行政によるチェック機能を高めていくため、当局におけるアクチュアリーへの任用や当局への報告義務の整備等を図る。

以上に加え、

社外取締役の拡充等、他の機関の強化についても、商法改正に向けた議論を踏まえて検討する。

5. 監督手法の整備

市場規律と自己責任の原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の確立が求められている中で、保険会社の監督においては、保険会社の個別の商品開発等についての事前的な規制から、契約者保護に配慮しつつ、保険会社に対するマクロ的な財務面での監督に重点を移していくことが一層重要になっている。このため、以下のような方策について検討すべきではないか。

保険会社の財務面の監督の中核となるソルベンシーマージン基準については、今般、金融商品に係る時価会計の導入等を踏まえた見直しが行われたところである。今後、連結ベースの基準の導入につき、検討を開始するとともに、昨今の金利・資産価格の変動等の実態を踏まえた基準のあり方について、引き続き検討を行う。

金融コングロマリットのグループ全体の健全性評価を充実させるため、保険会社、銀行、証券会社における自己資本比率規制の調和を図ることが重要な課題であり、国際的な場における検討の状況をも踏まえつつ、中期的な検討課題として取り組む。

保険会社の財務状況を適時に把握するため、現在、事業年度毎に年1回の作成・提出が義務付けられている業務報告書に加え、中間業務報告書の作成・提出を義務付ける。

保険会社自身のリスク管理能力の向上や財務面での監督手法の充実等の状況に応じ、資産運用規制のあり方について検討を行う。